

出港前報告制度に係るNACCS業務のリリース後における留意点

別紙1

業務	機能について	システムリリース	報告受付開始	報告義務発生
		2月16日(日) 05:00～ (日本時間)	3月1日(土) 00:00～ (日本時間)	3月10日(月) 00:00～ (日本時間)
【新規】 オンライン業務	1 出港前報告 (AMR、AHR等) 出港日時報告 (ATD) 税関からの事前通知 (CDN01) 船卸許可申請(DNC) 出港前報告情報照会 (IAR, IML)			※1
	2 申請者情報照会 (IRI)			
【既存】 オンライン業務	3 既存業務 (MFR、DMF等)			
	4 入港前報告 (MFR, DMF等) における不一致判定処理/不一致情報出力 (帳票出力) /MFR実施のワーニング出力			※2
	5 照会業務 (IMI, ICGの出港前報告情報)	※3		
パッケージソフト	6 新規業務の画面・帳票 既存業務の新規追加画面・帳票	※4 IRI業務のみ可能	※5	
	7 IMI, ICGの入力画面の新規テンプレート	※6		

※1 当該期間にATDを実施した場合、報告期限が3月10日午前0時より前の貨物(出港前報告義務対象外)であっても、報告内容に不一致となる事由(ハウスB/L未登録、報告期限超過など)があった場合は、不一致情報が出力される。

(例)【シンガポールー東京】 3月9日10:00(日本時間)にシンガポールを出港した場合(出港前報告義務対象外)

報告義務はないものの、仮に出港前報告(AMR等)を9日11:00(日本時間)に実施し、その後ATDを実施した場合、報告期限超過として、ATD実施時に不一致情報が出力される。(実際には、報告義務対象ではないため、ハイリスク貨物として判定された場合を除き、税関からの事前通知はない)

※2 報告期限が3月10日午前0時より前の貨物(報告義務対象外)であっても、不一致情報(AMR未済、ATD未済)が反映されるため、注意が必要である。

不一致が反映されるタイミングは、3月1日0:00(日本時間)以降に「MFR/CMF01/CMF02を実施したB/L」からとなる。

(例)【釜山ー東京】 3月9日10:00(日本時間)に釜山を出港し、11日07:00に東京へ入港する場合(出港前報告義務対象外)

東京にてMFR,DMFを実施した場合、MFRでのワーニング(AMR未済、ATD未済)、および不一致情報(AMR未済、ATD未済)が出力される。

(実際には報告義務対象外のため、ハイリスク貨物として判定された場合を除き、税関からの事前通知はない)

不一致情報の帳票出力・ワーニング出力、および照会業務(ICG)には、3月1日以降、上述のとおり不一致が反映されたB/Lから出力されるようになる。3月1日以降、当面の間、不一致情報の帳票が不要な場合は、パッケージソフトの印刷設定を確認し、必要に応じ変更願います。

※3 出港前報告および事前通知ができないため、IMIの「事前通知一覧」はエラーとなり、ICGの「出港前報告」に関する情報は、スペースで表示される。

※4 IRIの業務は可能。ICGの画面については、新規画面は、2月16日以降出力可能であるが、「出港前報告」に関する情報は、スペースで表示される。

※5 パッケージソフト利用者による端末ダウンロード後、3月1日00:00～からの表示となる。それ以前については、※4を除き、新規業務の画面展開をしてもエラー表示される。

※6 リリース後、パッケージソフトのダウンロード後に、入力画面が新規テンプレートに切り替わり、新規の指定情報コード、照会区分等の説明が表記される。